申込資格　その２の２

若年及び子育て世帯向け住宅に申込みをされる方

（若年及び子育て世帯向け住宅について）

基町アパートでは、今後、若年世帯・子育て世帯の世帯数の割合を増やし、多様な世代で構成されたコミュニティを形成することを目指して、アパート内の一部の部屋を若年及び子育て世帯向け住宅として、若年世帯・子育て世帯に限定した募集を行っています。

入居された後の生活については、他の部屋と変わりませんので、若年世帯・子育て世帯の方は、積極的にご応募ください。

（申込資格）

令和８年１１月１２日時点で、次の①又は②のいずれかに当てはまる方で、通常の申込資格のある方は、若年世帯・子育て世帯向け住宅に申し込むことができます。（ただし、現在、広島市内の市営住宅や県営住宅に入居している方（同居予定者を含む）を含めた申し込みはできません。）

① 夫婦（内縁関係を含む）、パートナー※の満年齢の合計が８０歳未満の世帯、又は、親の満年齢が４０歳未満の母子・父子世帯

※「広島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」に基づく「パートナーシップ宣誓書受領証」の交付を受けた方、本市が協定を締結している自治体からの転入者で、継続使用の手続きをされた方をいいます。

② 同居予定者に１８歳未満のこどもがいる世帯

（複数申込）

電子申請限定で、基町アパートに複数申込（第１希望～第３希望）ができます。

詳細は、６ページ（電子申請限定　基町アパート複数申込み）をご確認ください。